

船舶事故等調査報告書

平成26年4月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第224号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年11月20日 12時40分ごろ
発生場所	広島県大崎上島町 ^{めぼるざき} 鯨崎港 鯨崎港鯨崎防波堤灯台から真方位301°200m付近 (概位 北緯34°16.7′ 東経132°56.4′)
事故等調査の経過	平成25年12月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー 第六十六 ^{めぼるざき} 鯨崎丸、197トン 129477、有限会社鯨崎石油販売所 B 油タンカー ^{しょうはく} 松柏丸、136トン 141434、麗澤海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級海技士（航海） B 船長B、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首外板及びフレームに凹損 B なし
事故等の経過	B船は、船長Bほか2人が乗り組み、A船への補油のため、船首に2人を配置し、鯨崎港の防波堤に係船しているA船に右舷着けで接舷作業中、船長Bが、約2ノットの行きあしでA船の左舷に接近する頃、船尾が、潮流により、左に圧流されながら、後進をかけたところ、平成25年11月20日12時40分ごろB船の右舷船首部のタイヤフェンダーとA船の左舷船首部とが衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、潮流 北流
その他の事項	A船は、船長Aが、甲板上でB船の接舷を補助していた。 A船に係船していた北東方に延びる防波堤の沖側は、本事故当時、北からの潮流が強かった。 B船は、スクリュープロペラが1軸右回りであり、バウスラスターを有していた。 船長Bは、本事故海域での接舷作業は初めてであり、潮流が強いことを予想していなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与	A なし、B あり A なし、B なし

<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B あり</p> <p>B船は、鮟崎港の防波堤に係船しているA船に右舷着けで接舷作業中、船長Bが、防波堤沖の北からの潮流に圧流されながら、後進をかけたことから、B船の右舷船首部とA船の左舷船首部が衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、B船が、鮟崎港の防波堤に係船しているA船に右舷着けで接舷作業中、船長Bが、防波堤沖の北からの潮流に圧流されながら、後進をかけたため、B船とA船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船長Aは、本事故後、鮟崎港に入港したとき、他の船舶に対して事前に潮の情報を積極的に提供することとし、船長Bは、初めての港に入るときは、港の情報を事前に入手することとした。</p>